

議事 4

医療法第113条第1項、同法第118条第1項及び 同法第119条第1項に基づく特定労務管理対象機関の指定について

- ・ 医療法第113条第1項、同法第118条第1項及び同法第119条第1項に基づく

特定労務管理対象機関の指定について

・・・1～5

医療法第113条第1項、同法第118条第1項及び同法第119条第1項に基づく 特定労務管理対象機関の指定について

令和6年4月から開始される医師の時間外労働の上限規制に向け、医療機関から申請を受け、本日の医療審議会にお諮りして意見をいただき、特定労務管理対象機関として指定する。

指定予定の特定労務管理対象機関 25機関 (R5.12月末現在)

No	医療機関名	医療圏	指定対象医師の診療科 ()は医師数	特例水準
1	●川口市立医療センター	南部	消化器内科(1)、循環器内科(6)、消化器外科(6)、NICU科(3)、泌尿器科(2)、救命救急センター(5)	B水準
			脳神経内科(1)、腎臓内科(2)、循環器内科(1)、脳神経外科(3)、整形外科(5)、形成外科(1)、産婦人科(1)	連携B水準
2	●社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	南部	消化器内科(7)、循環器内科(6)、小児科(11)、外科(10)、呼吸器外科(1)、脳神経外科(4)、腎臓内科(5)	B水準
3	●埼玉協同病院	南部	内科(4)、外科(6)	B水準
4	●独立行政法人国立病院機構埼玉病院	南西部	消化器内科(8)、外科(10)、脳神経外科(6)、循環器内科(13)、心臓血管外科(3)、泌尿器科(4)	B水準
5	医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療センター	南西部	整形外科(4)、脳神経外科(3)、内科(1)、腎臓内科(1)、麻酔科(1)、形成外科(1)、外科(3)、歯科口腔外科(3)、神経集中治療(2)	B水準
6	●獨協医科大学埼玉医療センター	東部	小児科(3)、総合診療科(1)	B水準
			糖尿病内分泌・血液内科(13)、呼吸器・アレルギー内科(10)、消化器内科(13)、循環器内科(13)、腎臓内科(6)、脳神経内科(5)、小児科(5)、こころの診療科(5)、皮膚科(7)、放射線科(7)、総合診療科(4)、外科(14)、小児疾患外科治療センター(5)、整形外科(16)、乳腺科(4)、心臓血管外科・呼吸器外科(10)、産科婦人科(13)、眼科(8)、耳鼻咽喉・頭頸部外科(12)、脳神経外科(9)、泌尿器科(9)、形成外科(1)、救急医療科(5)、集中治療科(2)、麻酔科(15)、リハビリテーション科(1)、子どものこころ診療センター(4)、総合がん診療センター(4)、内視鏡センター(2)、臨床検査部(3)、病理診断科(4)、手術部(1)、輸血部(1)、透析センター(1)、リプロダクションセンター(4)、超音波センター(2)、血管内治療センター(1)移植センター(1)、低侵襲治療センター(1)、新生児センター(1)、附属越谷クリニック(1)、救命救急センター(4)	連携B水準
			糖尿病内分泌・血液内科(5)、呼吸器・アレルギー内科(8)、消化器内科(6)、循環器内科(4)、腎臓内科(4)、脳神経内科(4)、小児科(4)、こころの診療科(2)、皮膚科(4)、放射線科(2)、総合診療科(1)、外科(3)、小児疾患外科治療センター(1)、整形外科(3)、乳腺科(1)、心臓血管外科・呼吸器外科(4)、産科婦人科(6)、眼科(6)、耳鼻咽喉・頭頸部外科(4)、脳神経外科(1)、泌尿器科(3)、形成外科(1)、救急医療科(2)、集中治療科(2)、麻酔科(14)、リハビリテーション科(1)、臨床検査部(1)、病理診断科(1)	C-1水準 (専門)
			臨床研修センター(88)	C-1水準 (臨床)

医療法第113条第1項、同法第118条第1項及び同法第119条第1項に基づく 特定労務管理対象機関の指定について

No	医療機関名	医療圏	指定対象医師の診療科 ()は医師数	特例水準
7	●順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院	東部	メンタルクリニック(1)	B水準
			メンタルクリニック(19)	連携B水準
8	●さいたま赤十字病院	さいたま	肝・胆・膵内科(4)、消化管内科(8)、呼吸器内科(16)、血液内科(3)、糖尿病内分泌内科(3)、膠原病リウマチ内科(3)、腎臓内科(6)、総合臨床内科(1)、脳神経内科(5)、循環器内科(17)、小児科(4)、乳腺外科(5)、外科(13)、整形外科(15)、形成外科(2)、脳神経外科2、呼吸器外科(2)、心臓血管外科(5)、泌尿器科(5)、産婦人科(15)、麻酔科(15)、集中治療部(1)、救急部(31)	B水準
			初期臨床研修医(31)	C-1水準 (臨床)
9	●さいたま市立病院	さいたま	循環器内科(5)、小児科<新生児・母子保健>(8)、消化器外科(5)、整形外科(8)、脳神経外科(3)、心臓血管外科(2)、泌尿器科(4)、放射線診断科(5)、救急科(9)	B水準
			内科(19)、外科(3)、産婦人科(3)	C-1水準 (専門)
10	●自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま	呼吸器外科(3)、心臓血管外科(10)、脳神経外科(2)、産婦人科(11)、救急科(16)、集中治療部(8)	B水準
11	●さいたま市民医療センター	さいたま	全診療科(66) 内訳：内科(32)、外科(9)、脳神経外科(1)、整形外科(3)、泌尿器科(2)、皮膚科(1)、小児科(13)、リハビリテーション科(1)、放射線科(1)、麻酔科(2)、病理診断科(1)	B水準
12	●埼玉県立小児医療センター	さいたま	心臓血管外科医師(5)、移植外科医師(3)、外傷診療科医師(1)、循環器科医師(3)	B水準
13	●医療法人社団松弘会三愛病院	さいたま	脳神経外科(2)、循環器内科(3)	B水準
14	●丸山記念総合病院	さいたま	脳神経外科(1)、救急科(1)	B水準
15	●医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	県央	消化器外科(6)	B水準
			消化器外科(1)	C-1水準 (専門)
16	●北里大学メディカルセンター	県央	脳神経内科(3)、消化器内科(2)、循環器内科(1)、泌尿器科(2)	B水準
17	埼玉医科大学総合医療センター	川越比企	消化器・肝臓内科(9)、心臓内科(4)、血液内科(3)、消化管外科・一般外科(8)、肝胆膵外科・小児外科(11)、血管外科(2)、心臓血管外科(1)、脳神経外科(7)、小児科(24)、産婦人科(25)、高度救命救急センター(16)	B水準

医療法第113条第1項、同法第118条第1項及び同法第119条第1項に基づく 特定労務管理対象機関の指定について

No	医療機関名	医療圏	指定対象医師の診療科 ()は医師数	特例水準
18	埼玉医科大学病院	川越比企	小児科(4)、産婦人科(4)、救急科(2)、消化器・一般外科(2)	連携B水準
19	埼玉医科大学国際医療センター	西部	救命救急科(13)、小児救急科(1)、脳卒中内科(9)、脳卒中外科(9)、脳血管内治療科(8)、心臓内科(22)、心臓血管外科(11)、小児心臓外科(7)、小児心臓科(9)、呼吸器内科(10)、造血器腫瘍科(6)、小児腫瘍科(6)、消化器内科(12)、消化器外科(29)、頭頸部腫瘍科(11)、脳脊髄腫瘍科(7)、形成外科(5)、皮膚腫瘍科(6)、呼吸器外科(7)、泌尿器腫瘍科(9)、乳腺腫瘍科(13)、婦人科腫瘍科(9)、麻酔科(20)、腫瘍内科(4)、地域医療科(1)、画像診断科(10)	B水準
20	●社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	西部	救急外科(1)、脳神経外科(3)、脳血管内治療科(3)、循環器内科(12)、心臓血管外科(7)、外科(8)、消化器内科(5)、緩和ケア内科(1)	B水準
			循環器内科(2)、心臓血管外科(3)、外科(2)、消化器内科(4)、救急科専攻医(2)、総合診療科(2)、乳腺・内分泌外科(1)、腎臓内科(2)	C-1水準 (専門)
			初期研修医(20)	C-1水準 (臨床)
21	●医療法人社団和風会所沢中央病院	西部	全診療科(22) 内訳：脳神経外科(5)、整形外科(4)、内科(4)、外科(5)、呼吸器外科(2)、麻酔科(2)	B水準
22	新久喜総合病院	利根	外科(3)、脳神経外科(2)、心臓血管外科(2)、呼吸器外科(2)、形成外科(1)、循環器内科(1)、消化器内科(1)、放射線科(1)、乳腺外科(1)	B水準
			脳神経外科(1)	連携B水準
			内科(4)、外科(3)、整形外科(2)、脳神経外科(1)、形成外科(1)	C-1水準 (専門)
			初期研修医(17)	C-1水準 (臨床)
23	●社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	利根	救急医学科(4)、脳神経外科(3)、循環器内科(7)、整形外科(3)、外科(5)、腎臓内科(5)	B水準
24	●埼玉県立循環器・呼吸器病センター	北部	循環器内科(18)、心臓外科(3)、血管外科センター(3)、脳神経センター(5)	B水準
25	●深谷赤十字病院	北部	心臓血管外科(1)	B水準

B水準：24機関 連携B水準：5機関 C-1水準：6機関

* 重複して特例水準を申請する医療機関あり

* 上記の診療科名は、医療機関からの申請内容のとおりに記載

医療法第113条第1項、同法第118条第1項及び同法第119条第1項に基づく 特定労務管理対象機関の指定について

評価センターの受審状況

○ 医療機関勤務環境評価センター受審状況 25機関 [うち評価済 20機関] (R5.12月末現在)

指定申請の状況

○ 特定労務管理対象機関の申請状況 20機関 (R5.12月末現在)

今後のスケジュール

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例水準 指定手続き			●申請受付 開始	→ 申請締切①					→ 申請締切②		●水準指定	→ ●結果通知 ●県HP等で公表
各協議会	●地域医療対 策協議会 (事前説明)			●地域医療構 想推進会議 (事前説明) ●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (事前説明)	●地域医療対 策協議会 (状況報告)	●医療審議会 (状況報告)		●地域医療構 想推進会議 (状況報告) ●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (意見聴取)		●地域医療対 策協議会 (意見聴取) ●医療審議会 (指定事項諮 問)		

医療法第113条第1項、同法第118条第1項及び同法第119条第1項に基づく 特定労務管理対象機関の指定について

(参考) 二次保健医療圏ごとの特定労務管理対象機関数の見込み (R5.12月末現在)

二次保健医療圏	医療機関数
南部	3
南西部	2
東部	2
さいたま	7
県央	2
川越比企	2
西部	3
利根	2
北部	2
秩父	0